

意見書

平成21年11月26日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長 おの でら ただし
小野寺 正

メールアドレス

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

■FTTHサービスの屋内配線について

今回、平成13年総務省告示第243号(以下「指定告示」といいます。)の一部改正を行い、戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備として追加指定することは適当であると考えます。

なお、建築物の形状がアパート・マンション等の集合住宅であっても、戸建て向けと同様の敷設形態をとる屋内配線(NTT東・西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設を別々に行うものではないもの)については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について(平成21年10月16日答申)」での考え方に則り、戸建て向け屋内配線と同等に、第一種指定電気通信設備として扱われるものと理解しております。したがってこの場合、建築物の形状がアパート・マンション等の集合住宅であっても、接続約款において利用料・具体的な転用手順や条件等の具体的内容が定められるものと考えております。

また、今回の指定告示の一部改正(案)では、マンション向け屋内配線(NTT東・西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設を別々に行うもの)は、第一種指定電気通信設備として整理されない内容となっております。

行政における公正競争環境確保のための取組みは、市場が発展段階にある時期にタイミングよく行われることが重要であるため、速やかにこれを見直し、戸建て向けと同様、マンション向け屋内配線についても第一種指定電気通信設備として追加指定することが必要であると考えます。

以上